



報道機関 各位

記者発表資料

令和3年8月26日（木）

問い合わせ先：産業廃棄物指導課

課長：栄田 真志

担当：羽田、米澤

電話：829-1607

「PCB適正処理推進月間」について

首都圏1都3県12市で構成する東京PCB廃棄物処理事業に係る首都圏広域協議会では、本年9月を「PCB適正処理推進月間」と定め、高濃度PCB廃棄物等の適正処理について、協力機関と連携した啓発活動等を実施します。

1 目的

PCB廃棄物の保管事業者等への立入検査、各種啓発活動等により、PCB廃棄物等の確実かつ適正な処理の推進を図ります。

2 実施機関等

(1) 実施機関（首都圏1都3県12市）

さいたま市、埼玉県、川越市、越谷市、川口市、東京都、千葉県、神奈川県、八王子市、千葉市、船橋市、柏市、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市

(2) 協力機関（19機関）

一般社団法人日本建設業連合会関東支部、一般社団法人日本ビルディング協会連合会、公益社団法人東京電気管理技術者協会、一般社団法人日本照明工業会、一般社団法人日本電気協会関東支部、公益社団法人日本電気技術者協会関東支部、一般社団法人日本電機工業会、一般財団法人関東電気保安協会、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会、一般社団法人不動産協会、一般社団法人マンション管理業協会、一般社団法人日本ホテル協会、一般社団法人全日本ホテル連盟、一般社団法人日本レジャーホテル協会、一般社団法人日本PCB全量廃棄促進協会、PCB廃棄物収集運搬業者安全対策協議会、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）、経済産業省関東東北産業保安監督部、環境省関東地方環境事務所（順不同）

3 実施内容

(1) 実施機関が実施する内容

ア PCB廃棄物保管事業者等への立入検査等による保管状況の確認、期限内処理の指導等

- イ 事業者に対する高濃度PCB廃棄物等の有無の確認の指導
 - ウ 協力機関に対する会員への周知依頼、啓発資材の提供等
 - エ インターネット等を利用した啓発
- (2) 協力機関に実施を依頼する内容
- ア メーリングリスト、インターネット等を利用した啓発
 - イ パンフレットの配布、メール等による会員への周知

(参考)

高濃度PCB使用電気工作物・高濃度PCB使用製品・高濃度PCB廃棄物の適正処理の推進に向けて

高濃度PCB廃棄物は、政府全額出資会社の中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)の全国5か所の処理施設で処理されており、処理施設ごとに定められた期限までに処理を完了する必要があります。

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県首都圏1都3県内の高濃度PCB廃棄物等のうち、「変圧器・コンデンサー等」については令和4年3月31日までに、「安定器及び汚染物等」については令和5年3月31日までに、JESCOへ処分を委託することが義務付けられており、変圧器・コンデンサー等については、処分期間の末日まで残り約半年、安定器及び汚染物等については残り約1年半と迫ってきました。

こうした中、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」を所管する首都圏1都3県12市で構成する東京PCB廃棄物処理事業に係る首都圏広域協議会では、本年9月を「PCB適正処理推進月間」と定め、高濃度PCB廃棄物等の適正処理について関係事業者を指導するとともに、協力機関と連携して啓発活動を行うこととしており、本市においても適正処理に向けた取組を行います。

○ PCBとは？

PCB(ポリ塩化ビフェニル)は水にきわめて溶けにくく、沸点が高いなどの物理的な性質を有する主に油状の物質です。熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定していることから、変圧器やコンデンサー等の電気機器の絶縁油、熱媒体として使用されてきました。

しかし、昭和43年にカネミ油症事件が発生するなど、その毒性が社会問題化し、我が国では昭和47年以降その製造が行われていません。

○ PCBが使用された代表的な電気機器等

変圧器 (電圧を変える機器)	コンデンサー (電気を蓄えたり放出したりする機器)	蛍光灯等の安定器 (照明のちらつきをなくす機器)
		

○ 高濃度PCB廃棄物の処分期間

